

公立大学法人三重県立看護大学

第四期中期目標策定及び中期計画認可に関する方針

令和 8 年 5 月 1 2 日
三重県医療保健部医務・国保課

1 基本的な考え方

公立大学法人三重県立看護大学においては、第三期中期目標期間が令和 8 年度に満了することから、設立団体である三重県は、地方独立行政法人法（以下「法」という）第 25 条及び第 78 条に基づき、評価委員会及び法人の意見を踏まえ、第四期中期目標を策定する必要がある。

第四期中期目標の策定にあたっては、「第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績（以下「見込評価」という）」に対する評価等を踏まえ作成する。見込評価では、教育研究・地域貢献等の全ての項目において、中期目標の達成状況が良好であり、『中期目標を達成できる見込みである』と評価されたことから、第三期中期目標・計画の基本的な考え方をベースにしなが、第三期中期目標期間の成果や課題を十分に踏まえ作成することとする。

策定後は、中期目標を法人へ指示し、法人から提出される中期計画の認可を行う必要があるが、認可の際には、第 78 条第 4 項に基づきあらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四期中期計画の認可にあたっては、「中期目標」の位置づけに応じた記述内容となっているかを留意し、適正な業務運営のための指標が追加されていることを確認する。

2 第四期中期目標・中期計画の策定にあたって

- 高齢化の進展と「治す医療」から「治し支える医療」への転換、技術の発展による医療の高度・複雑化といった社会的背景をふまえ、多様な医療ニーズに対応できる高度な知識と技術に加え、生活者の視点を併せ持つ看護師の育成をめざす。
- 特色ある教育研究の推進により、地域の課題解決に取り組み、地域の持続的な発展に貢献することをめざす。
- 地方独立行政法人法の改正により年度計画及び年度評価を廃止するため、中期計画に住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という）を追加すること。

3 第四期中期目標策定方針

- 法人の自主性・自立性を尊重しつつ、大学を取り巻く状況や社会のニーズに応じた、将来のあるべき大学の姿を見据え、目標設定を行う。
- 現中期目標における各項目の達成状況を分析したうえで、策定する。

4 第四期中期計画認可方針

- 指標は定量的、定性的問わず、客観的な評価が可能となっていること。
- 中期目標が示す方向性に則した内容を明確かつ簡潔に記述し、特色ある大学づくりを推進すること。

(参考)

<地方独立行政法人法>

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。

6 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

7 第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。